

議第63号

和解について

次のように和解する。

令和5年5月17日提出

京都市長 門川大 作

相手方	
事案の内容	<p>本市は、相手方が所有する土地（京都市伏見区深草瓦町61番地のうちの一部（738平方メートル）。以下「本件土地」という。）を借り受け、京都市東部農業振興センター（以下「本件センター」という。）を建設し、及び使用してきたが、本件センターの移転に伴い、本件土地に係る賃貸借契約を解除し、原状回復を行ったうえで本件土地を明け渡すこととなった。</p> <p>しかしながら、本件土地の原状回復を行うに際し、本件センターの建設時に設置した基礎を全て除却すると、本件センターの建設後に建設された本件土地の東側に存する建物が傾く等の影響が生じる可能性が高く、全ての基礎を除却したうえで本件土地を明け渡すことが極めて困難であることが判明した。本市は、可能な範囲において本件土地の原状回復を行ったが、本件センターの基礎の一部が残置された状態で本件土地を返還せざるを得なくなった。</p> <p>このため、本件土地の不動産鑑定評価額が、更地としての価格から下落することとなった。</p>
	<p>1 本市は、本件に係る一切の解決金として、相手方に対し、合計金2,900,000円を支払う。</p>

<p>和 解 の 内 容</p>	<p>2 前項の金員は、和解契約の締結後、相手方が指定する銀行口座に振り込む方法により速やかに支払う。ただし、振込手数料は、本市の負担とする。</p> <p>3 相手方は、本件に関し、第1項の金員以外の請求を行わないものとする。</p> <p>4 相手方と本市は、相手方と本市との間には、本件土地の賃貸借契約の解除に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。</p>
------------------	---

提案理由

和解する必要があるので提案する。